

豊川市監査公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年2月18日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	戸	莉敏
同	小	林琢生

別 紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
健康福祉部	一宮保育園	平成25年 4月 1日 ～同年10月31日	平成25年12月13日 ～平成26年1月21日
	一宮東部保育園	平成25年 4月 1日 ～同年10月31日	平成25年12月13日 ～平成26年1月22日
	大木保育園		
	一宮西部保育園		

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。監査の対象項目としては、以下のとおりである。

重点項目

- (1) 公金の取扱事務について
- (2) 備品等の管理に関する事務について

一般項目

- (1) 予算執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 物品の購入事務について（出先直接購入分）
- (4) 庶務その他事務について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【一宮保育園】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【一宮東部保育園】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【大木保育園】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【一宮西部保育園】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。